

# 別荘地建物管理規約

## 1) 管理業務について

弊社が行う管理業務は、次の通りとします。

1. 別荘地管理
2. 別荘建物管理
3. 別荘地専用施設管理
4. フロント業務とオーナーの鍵の保管
5. 病気、火災など困った時の手配と応援
6. 宅急便など荷物預かりと届け

## 2) 別荘地管理について

別荘地管理は敷地の区画形質の維持を目的とし、次の事項を行います。

1. 別荘地の不法使用、無断侵入、焚火などの防止。隣地地主の不法ゴミ投棄監視、境界石移動の監視と通報
2. 倒木、枯木、土砂崩壊などの点検
3. 天災地変の際の点検
4. 年1回の下草刈り（6月から8月末まで）
5. 異常発見時の所有者への連絡

## 3) 別荘建物管理について

別荘建物管理は、建物の保全と防火を目的とし、次の事項を行います。

1. 建物の鍵の保管（フロント管理事務所にて預かり、来村時の手渡し）
2. 盗難、火災防止などのためのパトロール（警察署、消防署への届け）
3. 大風、大雨などの前後及び必要に応じた建物外部の点検（内部は除く）
4. 冬（別荘を使用しなくなる時期）期間の水抜き、水出し（凍結による水道管破裂防止のため、水抜き12月中、水出し3月中に年1回ずつ行う）
5. 異常発見時の所有者への連絡（家内で水道管破裂、強風にて木が倒れて家が壊れる、不審者侵入）
6. 宅急便などによる荷物預かり保管

## 4) 運営管理費について

1. 運営管理費は次の通りとします。但し法人所有については、別に定めることとします。

- ① 別荘地管理費： 1㎡につき年間 50円（税別）
- ② 別荘建物管理費： 1棟につき年間 20,000円（税別）
- ③ 別荘地専用施設共益費： 1棟当たり年間 60,000円（税別）  
（内訳：水道維持管理費 24,000円、ゴミ搬出 ゴミ処理費 24,000円、街路灯費 12,000円）

## 2. 納入方法

- ① 1年分を会社の定める方法により前納して頂きます。
- ② 別荘地及び建物を取得した場合、又は売却した場合の運営管理費については、取得日又は売却日から月割にて精算致します。